

米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書

去る11月28日、沖縄県警は北谷町のアパートの一室に正当な理由なく侵入したとして在沖米空軍嘉手納基地所属の米兵を逮捕した。逮捕当時、同米兵は酒に酔っていたというが、住居への侵入は、最も安全であるべき場所を侵すものであり、到底許されるものではない。また、12月4日に沖縄市の県道で発生し、男性が意識不明の重体となっているひき逃げ事件で、沖縄県警は在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の少佐を容疑者と特定したと12月10日に発表した。少佐という高い階級で、部下を指導すべき者がこのような事件を起こしたことは言語道断である。さらに、12月5日及び6日には酒気を帯びた状態で車を運転したとして、米兵3名が相次いで逮捕された。

本県議会は、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れてきたところであるが、このような事件が発生したことはまことに遺憾であり、米軍の再発防止に対する取り組み、軍人への教育のあり方は疑問である。

このような中、在日米軍は、在沖米四軍の構成員に適用していた外出・基地外飲酒を制限する勤務時間外行動の指針（リバティール制度）を12月9日に見直し、基地外での飲酒制限を緩和したが、飲酒絡みの事件・事故が頻発している中での制限緩和は認められない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件・事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底的に行うよう求めること。
- 3 勤務時間外行動の指針（リバティール制度）の緩和措置を撤回し、規制を継続するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月24日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣	}	宛て
外務大臣		
防衛大臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		